

平成30年第4回(11月)大郷町議会臨時会会議録第1号

平成30年11月14日(水)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	教育長	鹿野毅君
参事	残間俊典君	総務課長	浅野辰夫君
企画財政課長	熊谷有司君	まちづくり推進課長	伊藤義継君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	遠藤努君
保健福祉課長	千葉伸吾君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	鎌田光一君
学校教育課長	斎藤雅彦君	社会教育課長	千葉昭君

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 上野亮太

議事日程第1号

平成30年11月14日(水曜日) 午後1時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第60号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した案件
議事日程と同じ

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回大郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付した通りであります。

ここで町長より御挨拶をいただきます

町長（田中 学君） 皆さん、こんにちは。第4回大郷町議会臨時会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに平成30年第4回大郷町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

朝夕大分冷え込む季節になってまいりましたが、過日開催されましたおおさと秋まつりファミリーマラソンはまさに秋晴れのもと大郷町内外から多くの参加者に出場いただきまして、晩秋の自然豊かな大郷町、マラソンコースを完走していただきました。

また改修工事を進めております道の駅につきましては、リニューアルオープンに向けておおさと地域振興公社では関係団体や業者の方々の協力をいただき、準備作業に追われているところでございます。今月22日には内覧会を予定しており、議員各位にも御案内をさし上げてございますので、万障お繰り合わせの上、御出席を賜りますようこの場をお借りして御案内を申し上げたいと思います。

さて、本日提出してございます議案は平成30年度の公営住宅高崎団地新築工事第1工区、第2工区の工事請負契約の締結についてでございます。公営住宅につきましては今回発注する16戸を含め、32戸を平成31年度までに建設する計画であり、これにより老朽化した既存公営住宅における、皆さんの住みよい良質な住宅を提供するとともに、若者などの定住化を促進し、本町の地域活性化につなげてまいりたいと考えているところであります。議案の詳細につきましては、担当課長より御説明

を申し上げますので、慎重に御審議をいただき、御可決賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、9番高橋重信議員及び10番高橋壽一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第60号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第60号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第60号の提案理由についての御説明を申し上げます。

議案第60号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 平成30年度大郷町高崎団地新築工事（第1工区） |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 91,800,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
6,800,000円） |
| 4 契約の相手方 | 仙台市若林保春院前丁6番地の10 |

株式会社丹秀工務店

平成 30 年 11 月 14 日 提出

大郷町長 田 中 学

議案第 60 号につきましては、平成 30 年度大郷町高崎団地新築工事(第 1 工区)の工事請負契約の締結にあたり、工事予定価格が 5,000 万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

初めに工事の概要を説明いたします。

本工事は町営住宅東沢団地並びに田布施団地の老朽化に伴い、新たな町営住宅を建設する必要があることから、施行することとしたもので、工事内容としては木造平屋建て A=107.10 平方メートル、新築で N=3 棟でございます。木造 2 階建て A=147.34 平方メートル、新築で N=1 棟でございます。

本件につきましては、設計金額が 5,000 万円以上の工事でありましたので、担当課より提出されました、条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、10 月 2 日に入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定したところでございます。この会議において設定した主な入札参加条件は、①建築一式の承認格付 B ランク以上のもので、建設業法に規定する経営事項審査結果の建築一式の総合評点が 700 点以上で一級技術者が 1 名以上であること。入札公告日において宮城県内に本店または本店から委任を受けた支店等を有すること。特定建設業の許可を有していること。雇用関係のある監理技術者を工事現場に専任で配置できること。平成 20 年度以降に元請として国または地方公共団体等から受注し、引き渡しの完了した木造公営住宅建築工事または平成 25 年度以降、年間平均 20 棟以上の木造住宅地工事の施工実績を有することとしたところでございます。

その後 10 月 9 日に建設工事条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、10 月 23 日入札参加資格判定委員会を開催しました。入札参加申請にあたっては、今回落札した株式会社丹秀工務店を含め 4 者から申請があり、要件判定の結果、全て適格者であると判定し、この旨を通知の上、10 月 31 日に入札を執行したところでございます。入札の結果ですが、最低入札価格は株式会社丹秀工務店の 8,500 万円でしたが、この額は低入札調査基準価格として設定し

ました1億438万2,000円を下回っていたため、大郷町低入札価格取扱要綱第3条の規定により、落札の決定を留保するとともに11月5日に同社からのヒアリングを実施の上、11月6日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるか、審議したところでございます。審議の結果ですが、同社は営業年数72年を数える会社であり、財務状況にも特段の所見はなく、また、他の地方公共団体からも同種工場を受注しているなど、これまでの工事の実績により十分に施工可能な範囲内において積算し、応札したものと認められること。本工事に関し同社における通常の利益率の確保が見込まれることなどの理由により、入札価格は企業努力の範囲内と判断でき、工事施工にあたり契約内容に即した履行がなされると認められました。

このことにより、最低入札価格をもって入札した、株式会社丹秀工務店を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した9,180万円とし、11月8日付けで工事請負仮契約を締結したところでございます。なお、工期につきましては、平成31年3月22日としております。

以上で議案第60号の提案理由についての説明を終わります。御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 数点についてお聞きしたいと思います。工期が来年の3月までということで、短い期間の中で住みよい住宅を建築しなくてはならないということで、急ぐ気持ちを理解しながらもお聞きしておきたいと思っております。一つはですね、今年の8月29日に、契約番号201号で、工事業務名が平成30年度大郷町高崎団地新築工事入札書、比較価格で2億3,313万円と、今回提案されている議案第60号 工事請負契約の締結の目的である、平成30年度大郷町高崎団地新築工事（第1工区）、今説明あったやつですが。それからこの次に予定されている、いわゆる2工区の合わせた事業についてですね。この本体の事業について、前に全員協議会で示された資料2に新築工事の内容が、構造的なものが書いてありますが、それと同じと理解していいのかどうか、1点ですね。いわゆる1工区と2工区分けしましたが、最初には1工区1本で出しておりましたが、事業的には何か差があるのかどうかのどうかその確認一点です。

それから2点目はですね、入札調書契約番号201号、いわゆる8月29

日のやつですが、最低制限価格を下回り、失格とされた、無効でしたか、2回目ですから、2回、3回目は無効だと、失格無効の理由として、当該契約内容に適合した履行がなされない恐れがあることの原因で、普通失格になるわけですが、同じ事業内容について、参加しないのが一般的と私なりに考えるわけですが、今回201号の入札で失格とされた株式会社丹秀工務店が今回の契約相手となっております。この丹秀工務店の今回の入札価格は9,180万円税込みでございますが、次に提案される議案61号の契約金額も9,180万と、合わせると1億8,360万円税込みですが、なるわけですが。前のいわゆる入札失格とされた前回の8月29日の契約番号201号の2回目の入札金額1億8,360万円と本当に同額であります。先の入札ではそれを上回る1億9,116万円でも最低制限価格を下回り失格になっているにもかかわらず、2カ月しか経っていない中で、同じ工事内容で落札されたことに、契約内容に適合した履行がされるのか、大きな疑問を抱かざるを得ないわけですが、その辺についてどのように検討されたのかお聞きしたいと思います。

3つ目、8月29日に行われた契約番号201号の入札予定価格2億5,178万400円から60号議案と61号議案の合計額では、2億3,190万円で1,988万400円が、予定価格がいわゆる減額になっています。町の全員協議会での説明では、予定価格を引き下げた理由について、諸経費、経費率の関係で内容が変わったと説明がありましたが、一般的には工区を2つに分けることで、反対に諸経費は高くなるのが普通と考えます。もう一度この同じ工事で2工区に分割したことにより、予定価格が1,988万400円下がったことについて、詳しい内容の説明を求めるものでございます。

4つ目、2つの工事に分割して入札を希望されたということは、一つは、一級技術者が一名以上ということになっておりますが、それぞれに一名がいたという判断がされると思いますが、その辺は確認されたのか。それから資格確認書類の中にある配置予定技術者調書の中で特に監理技術者の監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しが添付されることになっておりますが、それぞれの工区に重複しない技術者が配置されなければならないと考えますが、その辺についてはどのように確認されたのかお聞きしたいと思います。

それから今回の内容が変わったという先日の課長の説明ですが、同じ事業の中で最低制限価格設定や低入札調査基準価格を設定したりしておりますが、これは落札しやすくしたのではないかと素朴な疑問を持つ

わけですが、この辺については8月29日には最低制限価格でいわゆる失格だったと。今回は低入札調査価格で、いわゆる同じ金額でも合格だと、その辺について2カ月しか経ってない中で、どのような、その判断が変わったのか、いわゆる制度の設け方によって事業の見方が、いわゆるそのとおりに、設計通り仕事してもらえるかどうかという不安について、果して2カ月の間に落札した、一方は失格、今回は合格という形になっているわけですが、それについてもどうも不安を感じるわけですが、その辺の確かな判断についての答弁を求めます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

まず1点目の今回の工事、当初の8月部分と今回の部分の工事内容でございますが、内容につきましては同等の施工の棟数等でございます。

2番目の1回失格になった方の「参加しない」ということでございますが、今回、一般競争入札でございまして、こちらから指名通知による指名でございませぬので、新たに工区を分けたことによりまして、前回失格になっても、再度1工区、2工区で分けたことによりまして新たなものということで、その基準に従いましてその会社のそれぞれのものを調査し、それで参加基準に適合した会社ということから、参加は可能ということでございます。

あと3番目、1回目の予定価格。それにつきましては地域整備課長がしますので、4番目ですね。

4番目の一級技術者なり監理者技術者の配置につきましては、ヒアリングの際に、その事業者のほうから、その提出がございまして、それぞれ違う方々の部分で提示がございまして、それぞれを確認をしております。

5番目につきましては、当初は最低制限価格、8月に執行した際につきましては、最低制限価格並びに低入札調査基準価格の両方を設定しておったわけでございますが、それを10月1日から改正してございまして、130万円以上のいわゆる工事の場合は、最低制限価格を設定し、すみません。最低制限価格を設定し、入札執行しておるところでございますが、1,000万円以上につきましては低入札調査基準価格ということで、それで8月時点は両方を入れた中で検討しておったわけでございますが、この10月1日以降は130万円から1000万円までにつきましては、最低制限価格を設定し、1000万円を超えるものにつきましては、低入札

調査基準価格を設定して、入札を執行するというようなことでしたもの
でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えします。

諸経費につきましては、通常であれば大きく出したほうが安くなる
ということございますが、今回の工事につきましては、当初1本で出して
いましたが、2工区で出したことによりまして、諸経費率の低減が図ら
れたというものでございます。

2つ目の監理技術者、現場につきましては、それぞれの工区につつま
して、それぞれの資格を持った監理技術者の配置ということで業者のほ
うよりお話がございまして、内容を当方としても確認してございます。
以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうするとこれは同じ内容ではあるが、2工区にしたと、
だから内容的には新たなものだということでの取り扱いという話が、説
明があったわけですがそういうということなのか。

それから地域整備課長に、諸経費について、その軽減されたと、通常
でない今回、通常であれば余計かかるのだが、今回は2工区に区分した
ことによって、通常でない判断が働いたということで、安くなったとい
うことですが。普通は通常の考え方で見るべきだと思うのですが、その
通常でない内容が何だったのか、それをお聞きしたいんですよ。普通は
1工区であればあらゆる諸経費がひとつの会社で計算するわけですか
ら、例えば機械運ぶにしても何するにしても、諸経費は、いわゆる間接
費用といいますか、そういうものは安く仕上がるわけなのですが、これ
を、工区を2つにしたことによって手数が二重にかかるわけですよ。そ
うした場合に、普通であればそうだと言っていますが、何か今回、かえ
ってそれが2工区にしたことで、安くなるものの理解がなかなかできな
いので、もう少しそこらわかりやすく、なぜ2工区にすることによって
安くなるのか、その理屈が通るならば3工区でも4工区でもいいような
形になってくるわけですが、その辺についてわかりやすくお聞きしたい
と思います。

私ね、いわゆる2工区にしたことによって、新たな事業だという位置
づけそのものがちょっとおかしいのではないかと思うんですね。よく見
ますと、価格は、落札価格では1億7,000万円ですか、合わせてね。そ
れを見ますと当初と変わらないんですね。別々にしたから工区は、1工

区と2工区にしたから仕事は別なのだよと言いますが、実態からすると結果的に同じ業者が以前と同じような仕事を進めていくわけで、入札価格も変わらないと、変わったのはうちの予定価格が変わっただけで、それも前回のいわゆる落札率から見て、0.4%程確かに落札率は72.9%だったのが、今回は73.3%、合わせてみますとですよ、0.4%確かに上がっていますが、何かその辺落札をさせるために予定価格も下げて、一方の業者の1億7,000万は全然変わらず守ってくれたような形に取らざるを得ないのですが、その1工区と2工区に分けたことによって新たな事業だというような説明について納得いかないのですが、その辺の説明をもう一度お願いしたいと思います。

それから諸経費についてのもう少し詳しい、なぜ分割したことによって低くなったのか、その辺をわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

まず1番目の再度確認だったと思いますが、今回の1工区、2工区に分けた部分につきましては、新たな発注ということで、同等ですが、今回の入札につきましては、第1工区、第2工区ということで、新たな発注での進め方をしたところでございます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

諸経費の考え方につきまして、詳細にという話ございますが、手元に資料がございませんので、現時点では詳しく突っ込んだ内容については御説明いたしかねます。

もう1点、同じ内容で2工区に出したということなのでございますが、こちらにつきましては、当初8月29日の時点で、1本で出して年度内工期完成を目指しておりましたが、入札が不調に終わったことによりまして、年度内工期が1本で出すのが厳しくなったということの中で、2工区で出して、年度内工期の完成を目指し工事を発注したものでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 結果的には工期を早めるといいながらも、同じ業者が受け取ったということになれば、その辺についてどのように、いわゆる工期を守るための約束事取っているか分かりませんが、前回であっても今回やっても、3月二十何日でしたか工期ね。それを設定しているわけで、

そうするとあの、これまでと、最初の入札の時に説明していた内容よりも2工区にしたことによって、仕事は倍進むと理解していいわけなのでですね。その辺が一つですね。

それから今回1工区と2工区を分けたというわけですが、これ1工区にしておくのと、工期の話も出ましたが、入札する場合の、いわゆる業者に対して、これは例え1工区であっても、前回失格された業者も何ら参加については問題ないということで理解していいのですか。1工区いわゆる同じような、前回の201号で同じような価格でまた再度入札をお願いしても、例えばあの時は低価格で失格したという方が、今回また参加すると。ただその時には最低制限価格でなく、今度はですね調査価格ですか。今度は同じ金額であっても制限価格について変わってくると。いわゆる最低制限価格だったのが今回の入札では、低入札調査基準価格にして申し込み取ったと。金額的には同じ1億7,000万で、合計であったとしても、それは問題ないということになるような話ですが、要はこの低入札調査基準価格と最低制限価格の違いについて、どうもこれらの捉え方によっては、どうも最低制限価格ではだめだったが、低入札調査基準価格に設定したところ、同じ価格でも業者の落札ができるようになったということになると、当初言いました本当にこの内容で、当該契約内容に適合した履行がなされるかどうか、それ辺についての疑問は全然払しょくされないと思うのですね。私そのことについて、今回いわゆる委員会、調査基準価格の委員会ですか、今回委員会あったということですが、この委員会。低入札価格調査委員会の委員長は確か、いま副町長いないので総務課長になっていると思うのですが、総務課長はこの低入札価格調査委員会のなかで、今回のいわゆる価格が間違いなく設計どおり執行されるものと判断したと、その代表者になっているわけですが、委員長になっているわけですが、その辺どのような確認でその判断下されたのか、それも併せて答弁を求めたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

工区は2工区に分けました。業者は同一業者になっていますが、担当としては、別な業者が落札、形として同じ業者ですけども、発注形態としてはそれぞれの会社が受注したという形で考えております。ですので仕事については、1本で発注した時よりも工期内に完成できると、倍進むという考えはどうかのかなと思いますが、工期内に完成を目指して仕

事を進めるという考えでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。参事。

参事（残間俊典君） お答えします。

まず初めに各種契約、入札契約関係の各種委員会でございますけども、副町長、本来委員長でございますけども、副町長不在ということで事務取扱上、私が代理させていただいておりますので、その点御了承いただきたいと思っております。

まず今回の入札の関係ですが、まず1回不調に終わった入札を再度公告して入札をする場合に、同じ条件では基本的には発注できないことになっております。要は予定価格も公表されておりますので、その入札については同一条件の中では発注できないということになっておりますので、設計内容の見直しがまず出てくると。今回はその関係もありまして、先ほど地域整備課長が話したとおり、工期の関係もございます。その関係でまず2工区に分けましょうということで工期の短縮を図って、業者を2つの法人、要は業者を入れようという形で進めたものでございます。

最低制限価格と調査基準価格の関係ですけれども、地方自治法の施行令167条の10の第1項と第2項でございます。第1項がいわゆる調査基準価格を設定しなさいよと、第2号が最低制限を設けることができますというものになっております。制度上のそれらを1回目の発注の際は、調査基準価格を設けて、さらに最低制限価格を設けたという方法を取りましたけれども、制度上は国の方針にもあるのですが、合わせてではなくて、調査基準価格または最低制限価格を設定するというような取扱い方針の通知がございまして、その辺の見直しを図ったということでございまして、2回目の発注にあたりましては、調査基準価格を設定して、さらにその判断材料としまして、低入札の失格基準を設けたということでございます。

最低制限価格を設けた場合につきましては、各種規則要綱で並びに公告している内容にもありますとおり、最低制限価格を下回った入札をした場合は失格ですよと、再度入札には参加することができないと。また最低制限価格の取扱い要綱の中では全ての者が、参加者が最低制限価格を下回った場合については不調となるということが規定されてございます。ということで1回目の入札については不調ということでございます。

2回目につきましては、公告の内容としまして、調査基準価格を設け

て、更に低入札価格失格基準を設けますと、この内容もホームページなり報道機関、建設業界紙ですね、そちらの公告の内容にも入ってございます。

調査基準価格を設けた場合については、その価格を下回った入札がある場合については、最低入札者、落札決定を保留して最低入札者について、契約の内容について契約の内容に適した履行が認められるかどうかの調査をなさうということになってございます。

今回入札の当日、調査基準価格を下回った業者さんがおりましたので、落札決定は保留しまして、その後事業執行課と契約執行課によりまして、各種書類の審査を行いまして、ヒアリングを行いまして。その結果を受けて調査委員会を開催しまして、その結果、契約の内容に適する履行が認められるよということの決定をしたものでございます。その結果を受けまして仮契約の手続きを行ったということでございますので御理解いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませぬか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 千葉議員と重なるような質問になるかと思ひますけれども、今回執行責任者である、ここにもあるように執行者町長ということになっているのですけれども。今回、町長が決定したいという丹秀工務店さん、これ8月29日、第1回目の入札執行時なのですけれども、この時の1回目、これ3回行っているのですけれど、当日。1回目の札入れ、札入れ3回行っている中での1回目の札入れの時に、予定金額が2億5,178万400円に対して、1億6,300万円ですね。64.7%。札入れしたことによって最低制限価格以下ということで、もう1回目の段階で本町の規定によって失格となった会社です。それが10月31日の第2回目の執行にあたり、今御説明あったように第1工区と第2工区分けたから全く違ふものだよと説明されましたけれども。

以前町内の業者入札の時に、札入れの際に2者が同じ金額で重なって抽選になった事案といいますか、事例があつて、その中の1者が、くじを引いた後に私辞退しますということをおね、引いた後ですよ。それでまた本町の規定によって業者を失格とした。その上その業者を入札参加資格停止、確か6カ月くらいの処分を行ったと私聞いているのですけれども。そういうことがある中で、失格に至る内容というものは違ふと思うのですけれども。違ふ事業に参加させるのだったらば、また理解できるのですけれども。これは行政側言い分で、違ふ工事です、違ふ工事ですとさっきから説明してはいますけれども、全く同じ工事じゃないですか、誰

が見たって。そういうものに今回同じ業者ね、これ失格になった第1回目の入札で、それも第1回の札入れでも失格になっているわけですよ。その業者を参加させるなんて、誰が見てもおかしいと思うのですよね。まして一度入札失格になった業者に決定したいという、これがどうも理解できないです。どのようにこういう、例えば今回、議決されるかわかりませんが、町長、執行者としてこれ町民に対してどのように説明するおつもりですか、こういう事態を。執行者として今私が聞いたことに対して答弁をお願いしたいのですけれども。

議長（石川良彦君） 答弁願います。残間参事。

参事（残間俊典君） まず先ほどお話のありました指名停止の関係ですけれども、昨年でしたかね、確かそういう案件ございまして、町の指名停止要領がございまして、その中に契約違反等ということで、正当な理由がなく工事等の契約を締結しなかった時という項目ございまして。この規定に基づきまして、期間としては3カ月以上12カ月以内の期間を指名停止することができるわけですが、当時すみません、何カ月だったかは記憶ございませんが、指名停止の措置を受けた業者がございました。

それから1回目の入札で失格になったよと、これが指名停止に当たるかということ、入札の際の失格につきましては、指名停止の要件にはございしません。最低制限価格を設けた場合につきましては最低制限価格を下回る入札をした場合は公告なり、入札執行要領、それから最低制限価格の要綱でまず失格にするよと、再度入札には参加できませんという内容の規定がございまして。そのために失格にはなりますが、それイコール、要は契約違反とかですね粗雑工事とか、いわゆる指名停止の要件ではないです。まだ入札というのは契約の申し込みの段階でございまして、その時点で手続き上失格になった場合については、あくまでほかの案件についてまで入札の参加を制限するというような規定はございしませんので、制度上そのようなことは行っておりません。以上でございます。

議長（石川良彦君） 町長、所見ありますか。今執行者としてのという話あるけど。特になし。ほかに。大友三男議員。

2番（大友三男君） そういう規定がないからやらないのだと、簡単に言えばそういうことですよ。私が聞いたことに対してね、という説明だと思うんです。だけど選考委員会の中で、こういうものも本来ならば考慮すべき事案じゃないですかってことなのです。規定がないから参加されていいですよってというような話ではなくて。実際問題として低入札価格

で失格しているわけですから。それもはっきり言うと、3回札入れしてこの時に、本来ならば1回目の入札時に、入札不調にしなければいけないはずだったのですよね。3者入札に参加して、1者が事前辞退して、2者とも入札最低制限価格以下で入札した時点で、もう入札そのものを不調にしてその日の入札はやめるべきだったはずですよね。それを2回、3回と入札といいますか、札入れをしたわけじゃないですか。この8月29日ですよ。第1回目。それも2回目の札入れの時も制限価格以下だったわけですよ。だからその1回だけでなくて、もちろんこれ2回目、3回目の札入れすること自体が異常なのですからね。大郷町の規定に違反しているわけですから。地方自治法等どうのこうのとありますけども、これはそうなのかもしれないけれど、大郷町の規定によっては、これはもう1回の時点で入札不調で締めなければいけないはずの事案じゃないですか。それにもかかわらずどういうわけか、2回、3回の札入れをさせておいて、さらに2回目でも低入札価格に引っかかるような入札といいますか、札入れを両方の業者がしているわけですよ。今回この2回目、第2回目の10月の入札。これに関しては第1回目に参加していた、セルコホームさんは参加してないわけじゃないですか。これは業者さんの自由だよという話になると思いますけれども。

さらにこの最初に札入れをした2者の中の丹秀工務店さんだけが今回の入札に入ってきていて、ほかの業者さんだってそれなりに今回の制限価格の中で、全体、合計、1工区、2工区分けないでやっても、この熊田さんですか、熊田建業さん。79.4%で。前回1回目の予定価格と比較しても79%で入っているのですよ。今回のやつでも86%で入っているのですよ。これね、私、価格低く、落札価格が低く入るのは、これいいことだと思いますよ、いいことだとは思いますがけれども、やはり千葉議員が言っているように、この時点で1回目の時に低入札価格で失格になっている金額が、そのまま今回の入札価格で同じ価格で入ってきて、まして失格の業者だったものが今回1者、2者失格しているのが1者、この丹秀さんだけが入ってきて、この業者さんに決定したいのですって言われても、やはりこれおかしいじゃないのとなるのが普通だと思いますよ。だからこういうものをどのように、我々に説明しただけじゃ済まないでしょう。1億7,000万円、1億8,000万円もの金が入ってくるのでしょ、ここに。住宅に、建設費に。

議長（石川良彦君） 質問は端的に。

2番（大友三男君） こういう中で、この予算を執行するにあたって、これで

本当に町民の方々に説明できるのですか、この状態の中で。もう一度。

議長（石川良彦君） 答弁願います。残間参事

参事（残間俊典君） まずですね、1 回目の入札が不調になった部分につきましては、入札契約の手続き上、確かに事務処理上不備があったということで、この件についてはお詫び申し上げたいと思いますけれども、規定上、失格となる規定と併せまして、失格となる業者が入札した場合は、その入札そのものが無効となる規定もございますので、それを受けまして保留した段階で入札の不調を決定したということでございます。

それから先ほどからお話しておりますけれども、1 回目の入札と2 回目の入札、予定価格も違ってきますよね。そういう中で再度公告しております。再度公告した中での入札参加の申し込みを受けたという中でこの方たちが入札に参加したということでございまして、それぞれ公告した条件内容も前回とは若干、部分的に違う部分もございます。そういうことから今回の入札について、特に手続き上問題はあるとは考えておりません。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

ないようですのでこれをもって質疑を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第 60 号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案通り決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案通り可決されました。

日程第 4 議案第 61 号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 次に日程第 4、議案第 61 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第 61 号の提案理由についての御

説明を申し上げます。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 61 号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年大郷町条例第 8 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成 30 年度大郷町高崎団地新築工事（第 2 工区）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 一金 91,800,000 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
6,800,000 円）
- 4 契約の相手方 仙台市若林区保春院前丁 6 番地の 10
株式会社丹秀工務店

平成 30 年 11 月 14 日 提出

大郷町長 田 中 学

議案第 61 号につきましては、平成 30 年度大郷町高崎団地新築工事（第 2 工区）の工事請負契約の締結にあたり、工事予定価格が 5,000 万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものでございます。

初めに工事の概要を説明いたします。本工事は、町営住宅東沢団地並びに田布施団地の老朽化に伴い、新たな町営住宅を建設する必要があることから施行することとしたもので、工事内容としては木造平屋建て A = 107.10 平方メートル。新築 N = 3 棟。木造 2 階建て A = 147.34 平方メートル。新築 N = 1 棟となっております。

本件につきましては、設計金額が 5,000 万以上の工事でありましたので、担当課より提出された条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、10 月 2 日に入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。この会議において設定した主な入札参加条件は、建築一式の承認格付 B ランク以上のもので、建設業法に規定する経営事項審査結果の建築一式の総合評点が 700 点以上で、一級技術者が 1 名以上であること。入札公告日において、宮城県内に本店または本店から委任

を受けた支店等を有すること。特定建設業の許可を有していること。雇用関係のある監理技術者を工事現場に専任で配置できること。平成 20 年度以降に元請として国または地方公共団体等から受注し、引き渡しの完了した木造公営住宅建築工事または平成 25 年度以降年間平均 20 棟以上の木造住宅建築工事の施工実績を有することとしたところでございます。

その後 10 月 9 日に建設工事条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、10 月 23 日、入札参加資格判定委員会を開催しました。入札参加申請にあたっては、今回落札した株式会社丹秀工務店を含め 3 者から申請があり、要件判定の結果、全て適格者であると判定し、この旨通知の上、10 月 31 日に入札を執行いたしました。

入札の結果ですが、最低入札価格は株式会社丹秀工務店の 8,500 万円でしたが、この額は低入札調査基準価格として設定した 1 億 432 万 8,000 円を下回っていたため、大郷町低入札価格取扱要綱第 3 条の規定により、落札の決定を留保するとともに、11 月 5 日に同社からのヒアリングの実施をした上、11 月 6 日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるか審議したところでございます。

審議の結果ですが、同社は営業年数 72 年を数える会社であり、財務状況でも特段の所見はなく、また他の地方公共団体からも同種工事を受注しているなど、これまでの工事の実績により十分に施工可能な範囲内において積算し、応札したものと認められること。本工事に関し同社における通常の利益率の確保が見込まれることなど理由により、入札価格は企業努力の範囲内と判断でき、工事施工にあたり契約内容に即した履行がなされると認められました。

このことにより、最低入札価格をもって入札した株式会社丹秀工務店を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した 9,180 万円とし、11 月 8 日付けで工事請負仮契約を締結したところでございます。

なお工期につきましては、平成 31 年 3 月 22 日としております。

以上で議案第 61 号の提案理由についての説明を終わります。御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 最低制限価格では失格し、低入札調査基準価格では合格、

同じ事業で同じ金額で同じ業者がその仕事を請負った。このことについて一方では失格、一方では合格、そのことについての改めてもう一度なぜなのかお聞きしたいと思います。

それから改めてなぜ2工区にしなければならなかったのか、これ明快にお願いしたいと思います。

もう1つ、明細のいわゆる1,988万400円の予定価格が下がった、この明細についての資料の提出を求めます。今手元がないということはもちろん手元がないだけであるはずですから、その予定価格を下げた内容についての説明を求めたいと思います。提出を求めたいと思います。

以上3点についてよろしくお願ひいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。残間参事。

参事（残間俊典君） 最低制限価格を下回った場合の失格につきましては、最低制限価格以下でしたので失格となっております。

低入札の調査につきましては、今回の入札にあたりましては、最低制限は設けてございませんので、調査基準価格を下回った場合は、規則規定に基づきまして調査を行いまして、その結果として落札を決定したというものでございます。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 2工区に分けた理由でございますが、先ほど地域整備課長が答弁したとおりでございますが、工期のいわゆる3月、年度内完成を目指すもので工区分けをしたものでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願ひます。地域整備課長

地域整備課長（三浦 光君） 諸経費関係の件につきましては、こちらで資料まとめさせていただきまして御提示したいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 1,988万400円の内容が分かるようにお願いしたいと思います。提出を約束されましたので待っております。

それからの助役にお聞きしたいのですが、最低制限価格では資格、低入札調査基準価格で合格、それは分かるんですよ、書いてあるとおりだから。ただね、同じ事業、同じ業者が同じ金額で落ちるということなんですよ、一方では失格した、それから2カ月しか経たないのに今度は合格だと。そこについていろいろな見方あるのですが、一般町民から見た場合に、同じ事業で同じ金額で片方1回は失格、今度は2工区に分けたら合格だと。その辺についてもっと納得の得られるような説明を願ひ

いしたいということです。ただ最低基準価格から見ますとこうだ、それはわかっているの、その奥があるのでしょうか。結局今回良くなったというのは、そこについてお聞きしたいのです。

2工区に分けたのは、時期を早めるというわけで、それは前にお聞きしたのですが、その辺の確認を取っているのでしょうかね。いわゆる倍のスピードで進むと理解していいのですね。地域整備課長は、ちょっとそれはどうのこうのといいますが、それくらいの期待を持って私は進めないと、真冬に入るにあたって大変な工期になってくると思うので。その辺についてどのように考えられているのか、もう一度確認しておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。残問参事。

参事（残間俊典君） お答えいたします。

最低制限価格につきましては、これ要綱に基づきましては、公表されていますので計算すれば出てくると思いますが、要綱に基づきまして最低制限として設定するものでございます。

低入札の調査につきましては、先ほども言ったように、制度としまして最低制限価格を設けた場合と設けない場合と出てきます。設けた場合は調査という段階には入らないで、制限価格を下回った場合は失格とすることになっております。ですから前回の入札の際は、それを、調査をして落札決定するということは、制度上できなかつたものでございます。今回の入札にあたりましては、失格基準は設けましたが、最低制限価格は設けてございません。失格基準価格につきましてもそれぞれ金額の判断なり、労務者の配置なり、いろいろ各種調査項目ございますが、それらの内容を調査しまして、明らかに契約で求められる工事施工が可能だという判断に至りましたので、今回は落札決定をしたということでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 要はなぜ最低限度額を決めているのか、あるいは今回低入札価格を決めているのか。基本は契約内容に合った、適合した工事がしてもらえるかどうかということですね。それで当初から制限価格を設定するという事は、多分これでは絶対無理でしょうということで制限価格を設定したと。ですから制限価格を1円でも下回れば失格だと、こういうのが制限価格のあり方だと思うのです。今回調査価格ということに変えたことによって、ならば調査して十分にやれるということわかつたことでしょうが、調査価格というのが逆に見ると入札価格をつく

るにあたって、予定価格をつくるにあたって、その辺まで調査する段階で、調査以前に、価格決める以前にこの価格でやれるかどうかということはかなり吟味する立場にもあるのではないかと思うんです。この調査委員会というのは、いっその仕事の後だけではなく、いわゆる大きな金のない町で、有効に財政を使う中では、いかに予定価格も、いいものを造ってもらうためにも、最低このくらいあれば大丈夫だという価格を設定する段階でも、調査委員会の役割が私があってもいいかと思うのですね。ただ終わった仕事のあとすべだけでなく、実際は制限価格ではだめだったのが、低入札調査価格では合格になっているわけですから。

今後の入札ではこうなっていくということで、先日課長から、企画財政課長から説明ありましたが、今後はいわゆるこの制限価格 1,000 万円以上については、制限価格を設けなくて調査価格でやっていくということで、統一的にその方向で進めるということで理解していいのですか。その辺についても確認しておきたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。参事。

参事（残間俊典君） お答えいたします。

まず予定価格の部分について申し上げますけれども、国からの通知、各種流れておりますが、今の建設工事に係る予定価格というのは、いわゆる歩切ですね。当時大分前まではそういう判断しまして、設定価格のいくらを切るよとかいう予定価格、自由に設定できました。ただ今は国の指導で歩切はするなよと、端数以外は切ってだめだよと。適正な設計の積算に基づいて出された金額を予定価格にきなさいよという通知が流れております。ですから予定価格の設定はこちらで操作できるものではないというものをまず御理解いただきたいと思います。

それから先ほど諸経費の関係で、総額でいくらか千八百何万円ですか下がっていることもありまして、その関係で最終的に低入札の失格基準のほうにも金額の判断基準ございます。その判断基準には至らなかったとことで御理解いただきますでしょうか。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番高橋重信議員。

9番（高橋重信君） 1工区、2工区に分けるというのは、管理しやすくして完成をきちっとその期日までにあげるというふうに私は判断するわけなのですが、この低入札価格、大和警察署もね、改修工事の時、大分下回った価格でありましたが聞き取り調査に、ヒアリングにおいて何ら問題がないということで大和警察署もやったわけですよ。

要はね、ここに私は町営住宅にね、入れたいという人がいるわけです

よ、待ち望んで、それをね、値段が下がったからどうのこうと、こんなのはね、ナンセンスな話、ましてや高いのならまだしも、要は今後この限られた中で、経費、工事費は安くなると、あとはね、品質あるいは工程管理、この辺をきっちり管理していただいて、町営住宅完成をよろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員、高橋重信議員、「訳の分からない質問いっぱいあったから」の声あり）ただいま質疑の時間です。次に質疑。（「丹秀工務店みんな非難しているけどどういう会社だかわかるか・・・」の声あり）次に質問ある方。ただ今の発言はないものとします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 味明団地も東沢団地も本当に傷んでいて、早く入りたいということで、私前回の予算の中では、建設することについて賛成ではなかったのです。ただその賛成の意味と今回の反対の意味はまた別なのですね。要はいかに少ない予算でいいもの造っていくかという視点で、今回反対立場で討論したいと思います。

8月29日の201号で、同じような事業で、一方では制限価格という設定の中で、1円でも価格が、それよりも低価格であれば失格するということは決まっていたのでその仕方ないと、確かに事務的なミスもありまして、2回、3回との必要でない入札もした、無効なやつもわかるのですが、ただ、今回それを1工区、2工区に分けて、同じ事業を期間はもちろん早くするというのもあるのですが、2工区に分けて同じ団地、同じ工事を同じ業者が同じ額で受け取っていると、そのことについてはどうもそこにはなかなか、町民にあの時だめで今回良かったのだと、その辺の説得が今の説明ではなかなか得られないと私なりに理解しております。ましてその中で予定価格を1,900万円、約2,000万弱引き下げておりますが、その根拠についても本来、先日の全協では物財的な価格ということもありましたが、実際はいろいろお聞きしておりますと諸経費の関係で下がっているということで、その経費の上がり方なりを見ておりますと、どうも8月29日での落札率を、若干今回は予定価格がいわゆる入札価格の同額でも予定価格を下げているものですから、いくらか落札率は以前よりも高くなっております。そういう点でどうもそ

こには、諸経費云々よりも落札率を上げるようなそぶりがあるのではないか、という疑わざるを得ない数字が感じられます。0.4%ですが、たかが。そういう点で、今回資料を提出求めておりますが、その資料をよく精査し、今後には私は今回の議論を文字起こして、皆さん方と一緒にこの問題については速やかな結論を導きたいと思っております。そういう点で、今回はこの事業については保留ということで、私は予算決定するには早すぎるということで反対討論させます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

議長（石川良彦君） 次に本案に対する反対討論の発言を許します。

議長（石川良彦君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですのでこれをもって討論を終わります。

これより議案第 61 号工事請負契約の締結についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案通り決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案通り可決されました。

議長（石川良彦君） 以上を以って、本臨時会に付議された事件の審議は、全部終了いたしました。これにて平成 30 年第 4 回大郷町議会臨時会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午 後 2 時 3 9 分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員